

岩手県告示第176号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成27年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年2月23日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 千葉工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市東桜山17番39号
 - ウ 代表者の氏名 千葉繁
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第203号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年2月20日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成27年2月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 陸中建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市宮町一丁目3番5号
 - ウ 代表者の氏名 伊藤敏
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第1554号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年2月19日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成27年2月23日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 盛岡電話工事株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字広宮沢第11地割501番地9
 - ウ 代表者の氏名 立花賢悦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第4986号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年2月3日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成27年2月23日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社千田瓦工場
 - イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町西根北宿内73番地の7
 - ウ 代表者の氏名 千田忠孝
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第5934号
 - (3) 処分の内容 屋根工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年2月23日付けで屋根工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成27年2月23日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社巴工務店

イ 主たる営業所の所在地 花巻市里川口町7番29号

ウ 代表者の氏名 照井正

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第7300号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、は装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年2月20日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、は装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成27年2月23日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社北日本水工

イ 主たる営業所の所在地 滝沢市大沢館2番地25

ウ 代表者の氏名 小松真実子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第7688号

(3) 処分の内容 機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年2月9日付けで機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成27年2月23日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社ヤハタ

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市流通センター北一丁目6番17号

ウ 代表者の氏名 田沢千恵

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第20038号

(3) 処分の内容 建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年1月27日付けで建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。